

8月のおでかけはここで決まり！ ～八峰町のイベント・スポット特集～



屋台・キッチンカーが集合！



今年は例大祭に合わせて屋台も出店されます。ぜひお越しください！



白瀑

毎年8月1日に行われる「みこしの滝浴び」で知られる白瀑は、暑い夏にピッタリのクールスポット。神社では滝に打たれる禊体験も受け入れていて、テレビにも紹介されるなど注目度が増しています。滝つぼに近づくだけで、その冷涼な空気とマイナスイオンに癒されること間違いなし！の、白瀑を訪れてみては。

ハタハタ館屋上ビアガーデン



ハタハタ館では、屋上ビアガーデンを、期間限定で開催しています。当日12時までの予約制で、毎週金・土（最終日8月10日）にご利用できます。屋上で贅沢なひとときを過ごしてください。詳細はハタハタ館へ ☎77-2770



Instagram

■問合せ先 商工観光課 ☎76-4605

八峰花火フェス2025



「八峰花火フェス2025」が、今年も開催されます。メインの花火はもちろん、音楽や屋台村も楽しめますので、ぜひご来場ください！役場駐車場・八森駅間の無料シャトルバス（始発・午後6時）もご利用ください。詳細はインスタをCHECK！



詳細はインスタをCHECK！



介護タクシー

能代の病院を受診の際は、ぜひ、安全安心ニッココをご利用ください。

付き添いも行います。(有料)

090-2366-2525

町内の移動に！ 八峰町デマンド型乗合有償運送

ご自身の都合に合わせた時間に利用できます。町内の買い物や通院などに、幅広く利用されています。自宅まで迎えに来ます。
【運賃】400円（マイナンバーカード提示で100円割引）
【運行日時】月曜日～金曜日 8:30～17:00
【予約・お問合せ】☎090-5000-2372

国民年金に関するお知らせ

保険料の免除・納付猶予制度について

収入の減少や失業等により、毎月の保険料を納めることが難しい場合には、本人からの申請により保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不測の事態が生じた時に「障害年金」や「遺族年金」を受け取れない場合がありますので、必ずお手続きください。※基準に該当しない場合もございますのでご了承ください。

学生納付特例制度について

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。※学生納付特例に該当する方は、上記の免除・猶予制度の申請はできません。

！注意！学生納付特例申請で、以下のような不備が多くなっています。
・学生証のコピー（画像）が不鮮明 ・学生証の裏面のコピー（画像）が無い
・学生証またはマイナンバーカードの有効期限が切れている など
申請の際はお気をつけいただきますようお願いいたします。

産前産後期間の免除制度について

届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したものととして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。※出産には妊娠85日以上死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

■お問合せ・お手続き 日本年金機構鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490
役場福祉保健課 保険年金福祉係 ☎0185-76-4608

～安全・安心な地域社会づくりのために～

第2回 保護司の活動内容と保護司のなり手不足について

— 保護司の活動内容について —

保護司の活動内容は、保護観察所からの依頼による活動と、地域の保護司の一員としての活動に大まかに分けられ、具体的には下記ようになります。

保護観察所からの依頼による活動	地域の保護司の一員としての活動
①保護観察となった人への助言や指導	③地域での犯罪予防のための啓発や宣伝活動
②刑務所や少年院に入っている人の出所後の生活環境の調整	④その他犯罪予防のための自治体など関係機関・団体との連携・協力

保護司になると、住居地を管轄する保護観察所に配属され、地域の保護司組織（保護司会）に所属し、活動していくことになります。

保護司会と同様の団体に「更生保護女性の会」や「BBS会」、「更生保護法人」といったボランティア団体もあります。

経験年数などに応じて保護観察所が研修を行うほか、保護司会でも自主的に研修を行っています。また、保護観察や矯正施設入所者の生活環境の調整などは、専門官である保護観察官のアドバイスを受けながら、保護観察官と協働して行います。

— 保護司のなり手不足について —

保護司の活動についてご紹介してきましたが、昨今、保護司のなり手不足が深刻化しています。保護司法による定数は全国52,500人と定められていますが、実人員は令和2年に47,000人を下回りました。令和2年2月に「保護司の適任者確保のための緊急行動宣言」が発出され、総力をあげて保護司の適任者確保の取組を推進することとされています。

保護司の任期は2年間で、最初の委嘱の際に66歳未満の方でその他条件を満たした方が保護司になることができます。また、76歳までは再任することが可能です。

全国的な保護司不足のなか、安全・安心な地域社会づくりへ貢献する保護司の活動について、地域をあげてのご理解とご協力をお願いいたします。

■問合せ先 防災町民課 町民サービス係 ☎76-4614